平成２３年（フ）第３８８号
大阪府東大阪市瓢箪山町17番２号
破産者　小瀬　勝子
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０１号
兵庫県尼崎市東園田町１丁目352　ポピーハイツⅠ―407号、開始決定時の住所大阪府豊中市上津島２丁目18番15号
破産者　中畑　有史
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３６号
大阪府四條畷市岡山１丁目９番５―405号、前住所大阪府四條畷市岡山２丁目20番24号
破産者　冨村　陽子（旧姓小野）
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０３２号
大阪府寝屋川市高柳１―３―４　メゾン92―302号、開始決定時の住所大阪府寝屋川市宝町12番12号
破産者　浅井　　博
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０６５号
大阪府東大阪市新庄１丁目５番32号
破産者　荻野　　寛
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１２８号
大阪府東大阪市小若江４丁目10番16号
破産者　山﨑　悦子
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５６３号
大阪府東大阪市足代２丁目５番18号　プリンストン布施５Ｂ号
破産者　武島　康晴
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６６９号
東京都足立区弘道１丁目４－９　レオパレス21―アイリス弘道105、住民票上の住所大阪市阿倍野区松崎町３丁目13番23―1102号
破産者　上野　昭彦
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７３６号
大阪府八尾市恩智南町２―40―１　ハイツ左近１―105、住民票上の住所大阪府八尾市高安町南４丁目12番地の５
破産者　中木　　宜
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８８０号
神奈川県鎌倉市二階堂773番地40、開始決定時の住所大阪府池田市伏尾台５－１－５―317多湖樹児亜方
破産者　多湖美喜男
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８８３号
大阪府吹田市青山台２丁目６番Ｂ６―209号
破産者　岸本　和仁
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９０２号
大阪市淀川区木川東３丁目８番25号　ＮＬＣ新大阪Ｐａｒｔ Ⅲ―203号
破産者　田中　義紀
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１３２号
大阪府摂津市正雀本町１丁目18番15号
破産者　大武　正人
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１９２号
大阪府茨木市南安威１丁目２番40号
破産者　髙橋　一雄
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１５号
鹿児島県鹿児島市鴨池新町31番20号
破産者　藤田　祥喜
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第３３３２号
札幌市白石区本通15丁目南３番１―503号
破産者　今　れい子（旧姓石丸）
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４６７号
北海道石狩市花川南８条２丁目150番地
破産者　越前　常雄
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８３８号
札幌市豊平区月寒東２条18丁目４番38号　メゾフォルテアタカ201号
破産者　相澤　晃一
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部